

「臓器提供意思表示シール」の送付について

健康保険法施行規則の一部が改正され、平成22年7月17日より臓器提供の意思表示欄を健康保険証等の裏面に設けることとされておりますが、経過措置により旧様式の被保険者証等が認められていることと、当健康保険組合の被保険者証は材質が丈夫で印字も長期間明瞭さが保てることから、当組合では当分の間現行の様式を使用することとしております。

そのため、本年4月1日以降の新規取得者・被扶養者認定者等の健康保険証の交付については、「臓器提供の意思表示にご協力下さい」を同封させていただきますので健康保険証と一緒にお願いいたします。

「臓器提供の意思表示にご協力下さい」の中には「臓器提供意思表示シール」を添付しておりますので、健康保険証の裏面に から を選択し、貼付していただくことにより、意思表示を行うことが可能となります。(意思表示は、強制ではありません。)

なお、既に健康保険証をお持ちの方で「臓器提供意思表示シール」をご希望の方がおられましたら、当組合業務部までご連絡ください。(06-6271-0651)

臓器提供及び臓器提供意思表示シールに関するご質問等については、社団法人日本臓器移植ネットワークにお尋ねください。(0120-78-1069(03-3502-2071))